

令和 6 年 4 月 8 日

保護者 様

三次市立君田中学校
校長 竹村 泰則

異常気象時等における臨時休業の判断基準について

陽春の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、台風、大雨、大雪等の異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における「臨時休業の措置等」の基準は、次のとおりとしますのでご承知おきください。よろしくお願いいたします。

1 臨時休業等の判断基準

当日 午前 6 時時点において、三次市に、次の 警報等が発令中であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じ必要な措置を講じることもある。

2 警報種別による対応

(1) 特別警報…臨時休業

(2) 暴風警報又は洪水警報発令…臨時休業

* 台風、地震等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に出す場合がある。

(3) 土砂災害警戒情報…臨時休業

(4) 大雨警報…河川等の状況を勘案し、校長判断による。

(5) 大雪警報…通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

※上記の臨時休業並びに校長判断による臨時休業の場合は、学校から **t e t o r u** を通じて保護者に速やかに連絡いたします。